

有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受付時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の40%又は120万円のどちらか高い金額とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その合意した金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の50%を上限とします。） 手数料負担者は、求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の40%又は120万円のどちらか高い金額とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の50%を上限とします。） 手数料負担者は、求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料負担者は、求人者とします。

※1 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※2 年間賃金とは、求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）のことで労働契約の契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

許可番号

事業所の名称 株式会社 ケイズ・ソフトウェア

事業所の所在地 東京都目黒区目黒二丁目11番3号 印刷工場2F C号室